

副本

平成5年（行ウ）第4号 再処理事業指定処分取消請求事件（第1事件）

令和3年（行ウ）第1号 六ヶ所再処理事業所再処理事業変更許可処分取消請求事件（第2事件）

第1事件原告 大下由宮子 ほか157名

第2事件原告 山田清彦 ほか105名

第1事件被告 原子力規制委員会

第2事件被告 国（処分行政庁 原子力規制委員会）

準備書面（27） （レッドセル問題 その2（補充））

令和7年6月19日

青森地方裁判所民事部 御中

被告ら訴訟代理人

岩 渕 正 樹 

被告ら指定代理人

堀 田 秀 一 

江 原 謙 一 

向 井 恵 美 

伊 藤 健太郎 

篠 原 智 仁 

松 本 涉 

鈴 木 洸 祐 

阪	下	慎	秋元代
豐	岡	慎	也秋元代
金	岡	佑	樹秋元代
平	泉	強	秋元代
石	川	洋	秋元代
佐	藤	大	輔秋元代
竹	内	幹	人秋元代
秋	元	拓	男秋元代
伊	藤	優	杜秋元代
角	掛	幹	也秋元代
新	井	吐	夢秋元代
鶴	園	孝	夫秋元代
大	浅田	薰	秋元代
長	江	博	秋元代
内	山	則	之秋元代
武	田	龍	夫秋元代
佐	藤	清	和秋元代
吉	田	彩	乃秋元代
高	橋	毅	秋元代

仲	村	淳	一	秋元
後	藤	堯	人	秋元
藤	田	悟	郎	秋元
井	藤	志	暢	秋元
吉	田	匡	志	秋元
田	上	雅	彦	秋元
小	林	源	裕	秋元
兼	重	直	樹	秋元
塩	尻	浩	貴	秋元
石	本	正	明	秋元
奥	崎	鴻	生	秋元
中曾根	佳	依		秋元
松	本	侑里香		秋元
荒	木	佑	馬	秋元
長谷川	清	光		秋元
田	尻	知	之	秋元
名	倉	繁	樹	秋元
佐	藤	雄	一	秋元

平 林 昌 樹



目 次

第1	はじめに.....	8
1	原告らのいう「レッドセル」問題.....	8
2	被告らの反論を踏まえた訴訟経過.....	8
3	本準備書面の趣旨.....	9
第2	原告らのいう「レッドセル」問題は、そもそも前提とされる事実に関りがあ り、本件再処理施設の具体的状況を踏まえても、本件事業変更許可申請の審査 において、耐震補強工事の要否及び可否を審査の対象としなかった原子力規制 委員会の判断に看過し難い過誤、欠落はないこと.....	10
1	本件再処理施設の具体的状況を踏まえても、本件事業変更許可申請の審査に おいて、本件再処理施設に関する耐震補強工事の要否及び可否をあえて本件事 業変更許可申請の審査段階で取り上げて審査しなければ、4号要件への適合性 を適切に判断することができないといえるような特段の事情は存在しないこと	10
	(1) 原告らの主張の要旨.....	10
	(2) 本件事業変更許可処分の適法性に関する判断枠組みについて.....	10
	(3) 本件再処理施設の具体的状況を踏まえた被告らの反論の要旨.....	12
	(4) 本件事業変更許可処分の具体的な判断過程についてはパブリック・コメン トにおいても説明していること.....	12
2	本件再処理施設において設定された管理区域である「レッド区域」にも、線 量率を低減させる措置等を実施すれば人が立ち入ることができ、原告らが主張 するような「人が立ち入ることができないセル」が存在するとは認められない こと（本件前提事実①は認められないこと）.....	13
	(1) 原告らの主張.....	13
	(2) 本件再処理施設は、建設当初より、「レッド区域」であっても、線量率等の 低減等の措置等を行うとともに、十分な放射線管理を行うことによって、人	

の立入りを可能とするように設計されていること	14
3 本件再処理施設について、耐震補強工事をしなければ新規制基準の下で策定された基準地震動に耐えられない蓋然性があるとはいえず、本件再処理施設について、新規制基準の下で策定された基準地震動に耐え得るためには、耐震補強工事を実施することが必須であるとは認められないこと（本件前提事実②は認められないこと）	17
(1) 原告らの主張	17
(2) 耐震バックチェックや本件ストレステストの結果をもって、直ちに、本件再処理施設について、新規制基準で要求される耐震性を満たさないものであると結論づけられるものではないこと	19
(3) 簡易評価ではなく、より精緻で詳細な応力評価の手法を用いれば、耐震裕度が変わり得ること	19
4 小括	21
第3 再処理事業指定基準規則15条4項及び5項により、事業変更許可申請の審査段階で耐震補強工事の要否及び可否を確認することが求められているという原告らの主張は、同規則の解釈を誤るものであること	21
1 原告らの主張	22
2 再処理事業指定基準規則15条4項及び5項は、供用開始後の再処理施設において、安全機能を健全に維持するための検査等ができるような基本設計ないし基本的設計方針とすることを要求した規定であり、耐震性に関する規制要求を規定したものではないこと	22
(1) 原告らの主張する再処理事業指定基準規則15条4項及び5項の解釈は、原子炉等規制法が採用している段階的安全規制の体系と整合しないものであること	22
(2) 再処理事業指定基準規則15条4項及び5項について、事業変更許可段階における基本設計ないし基本設計方針の審査事項として、新たな基準地震動	

- の策定に伴う所要の耐震補強工事の実現可能であることの確認を求める規定であると解釈することは、文理解釈の範囲を超えるものであること..... 24
- (3) 原告らの主張する再処理事業指定基準規則15条4項及び5項の解釈は、同規則の「安全機能」の解釈として採り得ないものであること..... 25
- (4) 再処理事業指定基準規則15条4項及び5項につき、事業指定(変更許可)段階において、基準地震動の策定に伴う耐震補強工事の要否及び可否を審査することを要求する趣旨の規定と解釈すべき実質的な理由はないこと... 25
- (5) 小括..... 26

第1 はじめに

1 原告らのいう「レッドセル」問題

原告らは、本件再処理施設について、新規制基準による「基準地震動の引き上げに対応した耐震性を確保するためには、相当な箇所耐震補強工事を要するところ、本件再処理施設は2006年以降使用済み燃料と高レベル放射性廃液を用いたいわゆるアクティブ試験を実施したため、多くの工程の機器とセルが高レベルの放射性物質によって汚染され、人がアクセスできないセル（レッドセル）が多数生じている」（原告ら準備書面（207）第1・2ページ）との前提の下、「基準地震動が大幅にかき上げられて耐震補強工事をしなければ基準地震動に耐えられない蓋然性があり、かつレッドセル問題があつて耐震補強ができないという現実的な可能性があるとき、耐震補強工事ができない場合に耐震補強工事以外で基準地震動に対する耐震性を満たす方法があるのか、その場合の基本的な方策の検討は、当然許可段階で審査すべきこととなる」（原告ら準備書面（210）6(6)・12ないし14ページ）にもかかわらず、「これを無視して「安全機能を有する施設」あるいはその中の「耐震重要施設」について、（中略）具体的に、あるいは既に放射能汚染されていて立ち入れないセルが多数あるという現実を踏まえた検討さえせずになされた本件変更許可は、許可要件そのものの審査判断を欠いているのであり、看過しがたい欠落がある」（原告らの2025年（令和7年）3月13日付け準備書面（216）（以下「原告ら準備書面（216）」という。）第1の3・5ページ）と主張し、これを「レッドセル問題」と呼んでいる。

2 被告らの反論を踏まえた訴訟経過

しかしながら、いわゆる「レッドセル問題」について、原子炉等規制法の段階的安全規制の下においては、耐震補強工事の要否及び可否は、設計及び工事計画（変更）認可の審査事項に関連して取り上げられる可能性があるにすぎず、本件事業変更許可申請の審査段階における審査の対象となる余地はないから、

耐震補強工事の要否及び可否が本件事業変更許可申請の審査段階における審査の対象にならないとした原子力規制委員会の判断に不合理な点はないこと、こうした審査方法を行う結果、本件再処理施設が必要な耐震性を欠くような場合に同施設の稼働に至ることにはならないことなどからして、原告らの前記主張に理由がないことは、既に本件新訴訟における被告らの令和6年12月11日付け準備書面(24)(以下「本件新訴訟被告準備書面(24)」という。)において反論したとおりである。

これに対し、令和7年3月21日の進行協議期日において、貴裁判所から、上記反論は法解釈を中心としたものであったと整理された上、被告らは、本件再処理施設の具体的状況を前提とした原子力規制委員会の判断過程等を踏まえて、いわゆる「レッドセル」問題に関する同委員会における判断の合理性について補充するよう求められた。

3 本準備書面の趣旨

そこで、被告らは、本準備書面において、いわゆる「レッドセル」問題について、そもそも前記1の原告らの主張の前提とされる事実が認められないから、原子力規制委員会が、本件事業変更許可申請の審査において、本件再処理施設の具体的状況等を踏まえても、本件再処理施設における耐震補強工事の要否及び可否を事業変更許可申請の審査事項とせず、これらを設計及び工事計画(変更)認可の審査事項に関連するものとして、設計及び工事計画(変更)認可の段階で必要に応じて確認するものとしたことに不合理な点がないことを明らかにするとともに(後記第2)、本件新訴訟被告準備書面(24)における法解釈の観点からの反論を補充するため、再処理事業指定基準規則15条4項及び5項により、事業変更許可申請の審査段階で耐震補強工事の要否及び可否を確認することが求められているという原告らの主張が同規則の解釈を誤るものであることについても明らかにする(後記第3)。

なお、略語等は、本準備書面において新たに定めるもののほか、従前の例に

よることとし、「略称語句一覧表」を本準備書面末尾に添付する。

第2 原告らのいう「レッドセル」問題は、そもそも前提とされる事実誤りがあり、本件再処理施設の具体的状況を踏まえても、本件事業変更許可申請の審査において、耐震補強工事の要否及び可否を審査の対象としなかった原子力規制委員会の判断に看過し難い過誤、欠落はないこと

- 1 本件再処理施設の具体的状況を踏まえても、本件事業変更許可申請の審査において、本件再処理施設に関する耐震補強工事の要否及び可否をあえて本件事業変更許可申請の審査段階で取り上げて審査しなければ、4号要件への適合性を適切に判断することができないといえるような特段の事情は存在しないこと

(1) 原告らの主張の要旨

原告らが「レッドセル問題」と呼ぶ前記第1の1の主張は、要するに、①本件再処理施設には、使用済み燃料と高レベル放射性廃液を用いたアクティブ試験の実施により、放射性物質によって汚染され、人が立ち入ることができないセル（原告らのいう「レッドセル」）が存在すること（以下「本件前提事実①」という。）、②本件再処理施設が、新規制基準の下で策定された基準地震動に耐え得るためには、「レッドセル」内に人が立ち入って耐震補強工事を実施することが必須であること（以下「本件前提事実②」という。）を前提として、作業上必要な立入りをして耐震補強工事を行うことができない蓋然性があるという本件再処理施設の現状を踏まえると、耐震補強工事の要否及び可否（耐震補強工事以外で耐震性を満たす方法があるのか否かの審査を含む。以下同じ。）は、本件事業変更許可申請に係る審査事項となるにもかかわらず、本件事業変更許可処分はこの点を審査せずに行われたものであるから、その基準適合性判断に看過し難い過誤、欠落がある旨を主張するものと解される。

(2) 本件事業変更許可処分の適法性に関する判断枠組みについて

事業指定（変更許可）に係る原子炉等規制法44条の2第1項4号の基準

(4号要件)への適合性に関する原子力規制委員会の審査において、耐震補強工事の要否及び可否を審査しなかったことが看過し難い過誤、欠落に該当するか否かは、原子炉等規制法が採用している段階的安全規制の在り方等も踏まえて検討されるべきものである。

この点、4号要件への適合性に係る審査は、段階的安全規制の体系の下、再処理施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項に限定されているところ(伊方最高裁判決参照。本件新訴訟被告準備書面(2.4)第2の1・8ないし10ページ)、本件新訴訟被告準備書面(2.4)第2の2(2)ア(11ないし13ページ)で述べたとおり、4号要件のうち再処理施設の地震に対する安全性に関する基準である再処理事業指定基準規則7条1項ないし3項に係る審査では、耐震設計に用いられる基準地震動の策定の妥当性及び耐震設計方針の妥当性を確認することとされている。そして、同準備書面第3の2(22ないし24ページ)で述べたとおり、再処理施設における建物・構築物等の詳細な耐震計算の妥当性は、設計及び工事計画(変更)認可の段階で確認することとなっており、また、認可された設計及び工事計画(変更)に従った建物・構築物等が建設されているか否かは使用前確認の段階で確認することとなっているところ、耐震補強工事の要否及び可否は、耐震計算を含む詳細設計の内容と独立に確定することのできないものであるから、その確認を行うこととする場合でも、設計及び工事計画(変更)認可の段階で、必要に応じて詳細設計の内容と一体的に確認するのが、実効性の観点から望ましく、耐震安全性の確保という観点からも、基本的にはそれで十分である。したがって、原則として、事業指定(変更許可)段階における4号要件への適合性の審査において、後段規制の申請で明らかにされるべき詳細設計の内容を前提とする耐震補強工事の要否及び可否を殊更に取り上げて確認をすべき必要性ないし合理性は乏しいといえることができる。

以上を踏まえれば、基本的には後段規制の段階で必要に応じて審査ないし

確認するのが合理的と考えられる耐震補強工事の要否及び可否について、本件事業変更許可申請の内容や本件再処理施設の現況等に照らし、原子力規制委員会があえて本件事業変更許可申請の審査段階で取り上げて審査しなければ、4号要件に適合しているか否かを適切に判断することができないといえるような特段の事情が認められる場合に限り、耐震補強工事の要否及び可否を本件事業変更許可申請の審査事項としなかった原子力規制委員会の判断に看過し難い過誤、欠落があることになるというべきである。

(3) 本件再処理施設の具体的状況を踏まえた被告らの反論の要旨

しかるに、後記2及び3で詳述するとおり、原告らがその主張の前提とする、本件前提事実①（本件再処理施設には、使用済み燃料と高レベル放射性廃液を用いたアクティブ試験の実施により、放射性物質によって汚染され、人が立ち入ることができないセル（原告らのいう「レッドセル」）が存在すること）及び②（本件再処理施設が、新規制基準の下で策定された基準地震動に耐え得るためには、「レッドセル」内に人が立ち入って耐震補強工事を実施することが必須であること）は、いずれも認められない。

したがって、本件事業変更許可申請の内容のほか本件再処理施設の具体的な状況等を踏まえても、本件事業変更許可申請の審査において、本件再処理施設に関する耐震補強工事の要否及び可否をあえて本件事業変更許可申請の審査段階で取り上げて審査しなければ、4号要件への適合性を適切に判断することができないといえるような特段の事情があったということはできず、耐震補強工事の要否及び可否を本件事業変更許可申請の審査事項としなかった原子力規制委員会の判断に看過し難い過誤、欠落があるとはいえない。

(4) 本件事業変更許可処分具体的な判断過程についてはパブリック・コメントにおいても説明していること

本件事業変更許可処分に当たっては、任意の意見募集（パブリック・コメント手続）が実施されている。

同手続において寄せられた意見の中には、「施設の基準地震動はひき上げ（引用者注：ママ）られています、高レベル放射性物質で汚染された配管等の耐震補強ができるのでしょうか。」「700ガルの地震動を想定した場合には、基準を満たそうとすればこれらの施設をはじめ多くの施設に大幅な耐震補強が必要になる。しかし、アクティブ試験での操業やその期間中に起きた廃液漏えい事故などで汚染され、実際の耐震補強ができない施設も多く存在していると考えられる。」などとして、原告らと同様に、本件再処理施設の耐震補強工事の可能性に疑義を呈するものが存在するが、原子力規制委員会は、これらの意見に対し、「事業変更許可に係る審査においては、基準地震動の策定や耐震設計方針など基本設計ないし基本的設計方針を確認しており、事業者が、耐震重要施設について、新たに策定された基準地震動による地震力に対して、安全機能を損なうおそれがないように設計する方針としていること等を審査で確認しています。また、基準地震動に対する施設の耐震設計の詳細については、後続規制の設計及び工事の計画の認可に係る審査において確認を行います。」と回答し、本件再処理施設の具体的状況を踏まえても、耐震補強工事の要否及び可否は、本件事業変更許可申請の審査事項に当たらず、これらは設計及び工事計画（変更）認可の審査事項に関連するものとして、設計及び工事計画（変更）認可の段階で必要に応じて確認するものであるとの認識を明らかにしている（乙E第358号証・76ないし78ページ）。

- 2 本件再処理施設において設定された管理区域である「レッド区域」にも、線量率を低減させる措置等を実施すれば人が立ち入ることができ、原告らが主張するような「人が立ち入ることができないセル」が存在するとは認められないこと（本件前提事実①は認められないこと）

(1) 原告らの主張

原告らは、本件再処理施設について、「2006年以降使用済み燃料と高レベル放射性廃液を用いたいわゆるアクティブ試験を実施したため、多くの工

程の機器とセルが高レベルの放射性物質によって汚染され、人がアクセスできないセル（レッドセル）が多数生じている。」（原告ら準備書面（207）・2ページ）と主張する。原告らのいう「レッドセル」の定義は必ずしも明らかではないものの、原告らは、原告ら準備書面（178）の中で、「ホット試験（アクティブ試験）のために人が立ち入ることができないレッドセル化した区域」、「レッドセル（遮蔽設計区分のレッド区域）」（同準備書面・26ページ）と説明した上、「レッドセル化したセル内の機器配管に人が立ち入ることは絶対不可能であり、その耐震補強は不可能である」（同準備書面・42ページ）と主張していることからすると、原告らは、参加人が、管理区域の区分基準として「レッド区域」に設定した区域について、「レッドセル」と称し、「レッド区域」は、アクティブ試験によって線量率等が高い状態になったことから、「人がアクセスできないセル」であり、「耐震補強工事は不可能である」と主張するものと解される。

- (2) 本件再処理施設は、建設当初より、「レッド区域」であっても、線量率等の低減等の措置等を行うとともに、十分な放射線管理を行うことによって、人の立入りを可能とするように設計されていること

参加人は、本件再処理施設の管理区域について、外部放射線に係る線量率の高低、空気中の放射性物質の濃度又は床等の表面の放射性物質の密度に起因する汚染の高低等を勘案して、「グリーン区域」、「イエロ区域」及び「レッド区域」に区分しているところ、そのうち「レッド区域」とは、「外部放射線に係る線量率が $500 \mu\text{Sv/h}$ を超えるか、空気中の放射性物質の濃度の3月間の平均値又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密

度が、「線量告示¹」（第4条²及び第6条³）に定められた濃度又は密度を超えるおそれのある区域で、通常作業時に人の立入りを禁止する区域」を意味する（参加人の令和7年6月17日付け準備書面（12）（以下「参加人準備書面（12）」という。）・6ページ、丙F第12号証・7-2-13ページ。下線は引用者）。

すなわち、参加人が「レッド区域」に設定している区域は、前記のとおり、飽くまでも「通常作業時に人の立入りを禁止する区域」であって、原告らが主張するような「人が立ち入ることが絶対不可能」なセルないし区域ではない。参加人準備書面（12）第1の2（5ないし7ページ）で詳述されているとおり、本件事業変更許可申請の申請書においては、仮に「レッド区域」への「立入りが必要となった場合には、（中略）設備に応じた措置を行い、当該措置により線量率等を低減させる（括弧内省略）。そして、立入りに際しては十分な放射線管理を行うこととして、立入りを可能にしている。」（同書面6及び7ページ）とされており、「レッド区域」への立入りが可能であることを前提にしている（丙F第12号証7-2-10ページ参照）。

このことは、参加人が、本件再処理施設の建設に着手する前の本件指定申請において、安全機能を有する施設について、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設計とし、また、安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とすることとし、故障等が生じた場合には放射線業務従事者が直接保守を行うことができるよ

¹ 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号）。なお、丙F第4号証参照。

² 第4条は表面密度限度を規定する。表面密度とは、物質の表面に物理的吸着や付着によって放射性物質が存在する場合の単位面積当りの放射能の量をいう。

³ 第6条は放射線業務従事者に係る濃度限度を規定する。

うに配慮した設計とされていることから裏付けられる。具体的には、参加人は、再処理施設が、ウラン及びプルトニウムをはじめとする放射性物質を取り扱うため、放射線業務従事者の被ばくの低減を考慮し、以下のような設計を行うとしている（なお、後記第3において詳述するとおり、以下のような設計方針は、飽くまで、本件再処理施設が使用前確認を受けて使用されるようになった後、その健全性及び能力を確認するための検査又は試験を可能にし、若しくはその安全機能を健全に維持するための保守及び修理を可能にするための方針であって、耐震補強工事の要否及び可否をあえて本件事業変更許可申請の審査段階で取り上げて審査しなければ、4号要件への適合性を適切に判断することができないといえるような特段の事情が認められるか否かとは別の問題である。）。

ア せん断処理施設のように機械処理を行う工程等においては、部品の消耗あるいは往復又は回転部の万一の故障等を考慮して、放射線業務従事者が機器等に直接接触することのできないものは、遠隔操作により保守等を行えるように、機器を収納するセルの上部等に保守セルを設け、保守等に必要なクレーン、マニプレータ等の機器を設置する。

イ 分離施設のように化学処理を行う工程等において、取り扱う流体により腐食のおそれがある機器については、過去の実績及び実験等で得られた適切な腐食代を設け、保守が不要となるような設計としているが、万一の故障等が生じた場合には放射線業務従事者が直接保守ができるように配慮した設計とする。放射線業務従事者がセル等に入室して保守等の作業を行う場合には、必要に応じ、放射線業務従事者による保守作業が可能な放射線レベルになるまで除染作業を十分行った後、防護衣、防護マスク等を着用して行う。

（以上につき、乙第6号証6-27（別紙15））

以上のとおり、本件再処理施設は、建設当初より、「レッド区域」であって

も、線量率等の低減等の措置等を行うとともに、十分な放射線管理を行うことによって、人の立入りを可能とするように設計されているところ、本件再処理施設の中に、アクティブ試験の実施により放射性物質に汚染されたセルが存在するとしても、線量率等を低減させる措置を行うなどして作業上必要な立入りを可能にすることができるから、本件前提事実①は認められない。

したがって、原告らのいう「レッドセル」が存在することを前提として、「耐震補強ができないという現実的な可能性がある」ということはできず、原告らの主張は、その前提を誤るものであって、理由がない。

- 3 本件再処理施設について、耐震補強工事をしなければ新規制基準の下で策定された基準地震動に耐えられない蓋然性があるとはいえず、本件再処理施設について、新規制基準の下で策定された基準地震動に耐え得るためには、耐震補強工事を実施することが必須であるとは認められないこと（本件前提事実②は認められないこと）

(1) 原告らの主張

原告らは、「本件再処理施設は、当初設計用最強地震230Ga1、設計用限界地震375Ga1を基準地震動として設計され、その後2006年の耐震設計審査指針の改定により基準地震動が水平方向で450Ga1、鉛直方向で300Ga1に引き上げられ、福島原発事故後の新規制基準適合性審査の過程で基準地震動（Ss）の最大加速度は700Ga1にまで引き上げられた」こと、参加人が実施した耐震バックチェックや、本件再処理施設の安全性に関する総合評価（以下「本件ストレステスト」という。）の各報告書によれば、本件再処理施設には「基準地震動の450Ga1に対しても耐震余裕が少なかった（中略）設備・機器（したがって基準地震動の700Ga1への引き上げで基準地震動に対する耐震性を有すると言えるか甚だ疑問があり、補強工事を要すると解される設備・機器）」が存在するから、本件再処理施設について、「基準地震動の引き上げに対応した耐震性を確保するために

は、相当な箇所で耐震補強工事を要する」(原告ら準備書面(207)第1・2ページ及び第5の1・7ないし8ページ)、「700GALは450GALの想定を55パーセント上回っており、確実な補強がされなければ、これらの施設の安全性は確保できないと考えられる。」(原告ら準備書面(210)1(4)・4ページ)、「ストレステストの結果を見ても以前の基準地震動(450Gal)に対する余裕が乏しい本件再処理施設で、基準地震動を大幅に上げる(700Gal)のであるから、主要施設(耐震重要施設)で耐震補強工事がまったく不要などということは本来あり得ない。」(原告ら準備書面(216)第2の2・6及び7ページ)として、本件再処理施設について、「基準地震動が大幅にかさ上げされて耐震補強工事をしなければ基準地震動に耐えられない蓋然性」があると主張する(原告ら準備書面(210)6(6)・13ページ)。

原告らの主張は、要するに、新規制基準施行前に参加人が実施した耐震バックチェック及び本件ストレステストにおける評価並びに参加人が新規制基準の下、再処理事業指定基準規則等の規制要求を踏まえて策定した基準地震動Ss-A(応答スペクトルに基づく手法による地震動)の最大加速度が700Galとなっていることを根拠として、平成24年4月27日付け「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた六ヶ所再処理施設の安全性に関する総合的評価に係る報告書(使用前検査期間中の状態を対象とした評価)」(甲E107号証、乙E第181号証)をみると、耐震裕度は、「ストレステスト時のSS450GALの1.5倍、675GALの地震が襲来した際に、本件施設は重大事故に見舞われる計算となっている」ところ、「新たに策定された地震動700GALはこの数値を超えている」(原告ら準備書面(210)1(3)・3及び4ページ)として、本件再処理施設は、耐震補強工事をしなければ基準地震動に耐えられない蓋然性があると主張するものである。

- (2) 耐震バックチェックや本件ストレステストの結果をもって、直ちに、本件再処理施設について、新規制基準で要求される耐震性を満たさないものであると結論づけられるものではないこと

しかしながら、耐震バックチェックは、「あくまでも法令に基づく規制行為の外側で、原子炉設置者等の原子力事業者が自主的に実施すべき活動として位置づけられるべきであるものの…（中略）…既設の原子力施設の耐震安全性の一層の向上に資する観点から、行政庁による対応について、その着実な実施を特に求める」ものであり（乙D第29号証。平成22年6月11日付け被告準備書面（25）第2の1参照。）、本件ストレステストは、福島第一発電所事故後、原子力施設の安全性についての国民・住民の安心・信頼性を確保する目的で、欧州諸国で事業者の自主的取組として導入されたストレステストを参考に、法律的な手続によらない暫定的なルールに基づき、各原子力施設の安全評価を実施することを保安院が関係事業者に求めたものであって（乙E第179号証）、再処理事業指定基準規則等の規制基準とは別の取組と位置づけられており、耐震性評価に係る本件ストレステストの手法と設計及び工事計画（変更）認可で要求される基準とは異なるものである（被告準備書面（54）第4の4参照）。

したがって、耐震バックチェックや本件ストレステストの結果をもって、直ちに、本件再処理施設について、新規制基準で要求される耐震性を満たさないものであると結論づけられるものではない。

- (3) 簡易評価ではなく、より精緻で詳細な応力評価の手法を用いれば、耐震裕度が変わり得ること

また、耐震バックチェック及び本件ストレステストにおける耐震性の評価手法と、耐震設工認ガイドで示されている耐震性の評価手法は大きく異なっている。すなわち、耐震バックチェックにおいては、バックチェックルールに基づき、原則として簡易評価によって機器・配管系の応力値を求めている

ところ、参加人も、本件再処理施設の耐震バックチェックを行うに際しては、一部の詳細評価を行った設備を除き、簡易評価（応答倍率法による評価）を用いている（乙D42号証・2の5(3)・18ないし22ページ。なお、参加人は、簡易評価による評価方法の妥当性を確認するため、鉛直地震動が大きく作用するクレーン類について、応答倍率法と詳細評価による発生値とを比較したところ、いずれも前者が後者を上回っており（参加人準備書面（12）別紙図5）、参加人が耐震バックチェックにおいて算定した発生値は、保守的なものであるといえる。そして、本件ストレステストにおいては、耐震バックチェックで求めた発生値を用いて耐震裕度を算出することが許容されており、参加人も、本件ストレステストにおいては、耐震バックチェックで求めた発生値を用いて耐震裕度を特定したものである。）。)

一方で、設計及び工事計画（変更）認可の審査において参加人は、耐震設工認ガイド等を踏まえてより精緻な耐震評価を行っている。（以上につき、参加人準備書面（12）第2の2(1)・11ないし30ページ参照。）

このように、耐震バックチェック及び本件ストレステストにおける耐震性の評価手法と、耐震設工認ガイドで示されている耐震性の評価手法は大きく異なるものであり、簡易評価ではなく、より精緻で詳細な応力評価の手法を用いれば、耐震裕度が変わり得ることからすれば、耐震バックチェックや本件ストレステストにおいて算出された耐震裕度をもって、直ちに、本件再処理施設について、「耐震補強工事をしなければ基準地震動に耐えられない蓋然性」があると認めることはできず、本件再処理施設について、新規制基準の下で策定された基準地震動に耐え得るためには、耐震補強工事を実施することが必須である（本件前提事実②）とは認められない。

なお、設計及び工事計画（変更）認可の段階において、事業指定（変更許可）段階で確認された基準地震動及び耐震設計方針を前提として、詳細な材料・構造等を定めた上で耐震評価を行わなければ、本件再処理施設の耐震補

強工事の要否等を確認することはそもそもできないことは、本件新訴訟被告準備書面（24）第2の3（1）（16ないし18ページ）及び第3の2（22ないし24ページ）で述べたとおりである。

4 小括

以上のとおり、原告らがその主張の前提とする、本件前提事実①（本件再処理施設には、使用済み燃料と高レベル放射性廃液を用いたアクティブ試験の実施により、放射性物質によって汚染され、人が立ち入ることができないセル（原告らのいう「レッドセル」）が存在すること）及び②（本件再処理施設が、新規規制基準の下で策定された基準地震動に耐え得るためには、「レッドセル」内に人が立ち入って耐震補強工事を実施することが必須であること）は、いずれも認められないのであって、本件事業変更許可申請の審査段階において、本件再処理施設について、耐震補強工事が不可欠かつ不可能であることが明らかになっていたというような事情は認められない。原子力規制委員会は、本件事業変更許可申請の内容や本件再処理施設の具体的状況等を踏まえても、本件再処理施設に関する耐震補強工事の要否及び可否をあえて本件事業変更許可申請の審査段階で取り上げて審査しなければ、4号要件への適合性を適切に判断することができないといえるような特段の事情が存在しないことを前提として、本件事業変更許可申請の審査において、これらを審査事項とせず、これらを設計及び工事計画（変更）認可の審査事項に関連するものとして、設計及び工事計画（変更）認可の段階で必要に応じて確認するものとしたことに不合理な点はない。

したがって、本件事業変更許可申請の審査において、耐震補強工事の要否及び可否を審査していないことをもって、本件事業変更許可処分基準適合性判断に看過し難い過誤、欠落があるとはいえず、原告らの前記1（1）の主張は、その前提を誤るものであり、理由がない。

第3 再処理事業指定基準規則15条4項及び5項により、事業変更許可申請の審

査段階で耐震補強工事の要否及び可否を確認することが求められているという原告らの主張は、同規則の解釈を誤るものであること

1 原告らの主張

原告らは、再処理事業指定基準規則15条4項及び5項の定めからすれば、「安全機能を有する施設」の耐震性能は、その「安全機能」に含まれるか、少なくとも耐震性能が維持されていることは「安全機能」の健全性に含まれるから、再処理施設においては、安全機能を有する施設はすべて（あるいは狭く解したとしても「耐震重要施設」はすべて）、耐震性能が維持されているかを確認するために運転中または停止中に検査または試験ができるようになっていなければならない、耐震性能が維持されるように保守及び修理ができるようになっていなければならない、「変更許可の要件が「原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」であり、そのための規則である再処理事業指定基準規則に上述のような規定がある以上、それが満たされていることが許可の要件であり、変更許可の際の審査判断の対象なのである。」と述べて、同規則15条4項及び5項の規定を根拠として、本件再処理施設における耐震補強工事の要否及び可否は、本件事業変更許可申請の審査事項であった旨主張する（原告ら準備書面（216）・4及び5ページ）。

2 再処理事業指定基準規則15条4項及び5項は、供用開始後の再処理施設において、安全機能を健全に維持するための検査等ができるような基本設計ないし基本的設計方針とすることを要求した規定であり、耐震性に関する規制要求を規定したものではないこと

(1) 原告らの主張する再処理事業指定基準規則15条4項及び5項の解釈は、原子炉等規制法が採用している段階的安全規制の体系と整合しないものであること

再処理事業指定基準規則15条4項は「安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の

運転中又は停止中に検査又は試験ができるものでなければならない。」と、同条5項は「安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができるものでなければならない。」と、それぞれ規定しているところ、原告らの前記主張は、同条4項及び5項につき、これらの規定にいう「検査又は試験」（同条4項）ないし「保守及び修理」（同条5項）が現に存在する再処理施設（安全機能を有する施設）において実現可能であることを事業指定（変更許可）段階で審査することを求める規定であり、かつ、新たな基準地震動の策定に伴い所要の耐震補強工事が必要になった場合には、前記「検査又は試験」ないし「保守又は修理」として同耐震補強工事を行う必要がある、との理解を前提にしていると解される。

しかしながら、同条4項及び5項を含め再処理事業指定基準規則の規定は、いずれも、事業指定（変更許可）申請における事業者が建設ないし設計変更しようとする再処理施設が原子炉等規制法44条の2第1項4号の基準（4号要件）を満たすかを判断するに当たっての規制要求を定めるものであるところ、再処理事業指定基準規則15条4項及び5項の規定は、飽くまで、使用前確認を受けた供用開始後の再処理施設において、安全機能を維持するための「検査又は試験」並びに安全機能を健全に維持するための適切な「保守及び修理」ができるような基本設計ないし基本的設計方針とすることを要求した規定である。

そうすると、これらの各規定について、供用開始前（完成前）の再処理施設（新設する再処理施設又は設計変更に係る既存の再処理施設）において、新たな基準地震動の策定に伴って必要となる耐震補強工事（原告らのいう「検査又は試験」ないし「保守及び修理」）が現に実現可能であることを、事業指定（変更許可）段階で確認するよう要求したものであるとする原告らの解釈は、原子炉等規制法が採用する段階的安全規制の体系と明らかに整合しないもので、採り得ない（なお、現に存在する再処理施設が4号要件に係る規制

要求を現に満たすかどうかは、いわゆるバックフィット命令（原子炉等規制法４９条１項）の要件該当性として問題になるにすぎない。）。

- (2) 再処理事業指定基準規則１５条４項及び５項について、事業変更許可段階における基本設計ないし基本設計方針の審査事項として、新たな基準地震動の策定に伴う所要の耐震補強工事が実現可能であることの確認を求める規定であると解釈することは、文理解釈の範囲を超えるものであること

再処理事業指定基準規則１５条４項及び５項の規定にいう「検査又は試験」及び「保守及び修理」は、いずれも事業変更許可等の一連の許認可に基づき、再処理施設の供用が開始された後に実施されるものを指すことは、これらの規定の内容及び規制要求の位置づけ等に照らして明らかである。すなわち、同条４項は「運転中又は停止中」に「検査又は試験ができるものでなければならない」と定めており、「検査又は試験」が再処理施設の運転が開始したこと（供用開始）を前提としていることは、その文言から明らかである。また、同条５項で用いられている「保守及び修理」といった文言の語義（この点、発電用原子炉施設の工事における「修理」とは、「供用中に不具合が発見された場合、又は具体的に不具合が発見されていない場合であって、他の事例等から予防保全的に対策を講ずる場合に、設備又は機器の一部を手直し（溶接補修は除く。）し、機器の機能維持又は回復を目的として行う工事」を意味するところ（乙E第３５９号証３ページ参照）、再処理施設の工事においても、同様に解すべきである。）に照らしても、耐震設計の基本的事項である基準地震動の新たな策定に伴い、それに耐えられるようにするための所要の整備（耐震補強工事）が「保守及び修理」に含まれると解することは、文理解釈の範囲を超えるというべきである。

したがって、同条４項及び５項について、事業変更許可段階における基本設計ないし基本設計方針の審査事項として、新たな基準地震動の策定に伴う所要の耐震補強工事（もとより、これは使用前確認までに完了している必要

がある。) が実現可能であることの確認を求める規定であると解釈することは、およそ困難というほかない。

(3) 原告らの主張する再処理事業指定基準規則 15 条 4 項及び 5 項の解釈は、同規則の「安全機能」の解釈として採り得ないものであること

原告らは、再処理事業指定基準規則 15 条 4 項及び 5 項の「安全機能」に耐震性能が含まれると主張する。

しかしながら、「安全機能」は、同規則 1 条 2 項 3 号で「再処理施設の運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において、再処理施設の安全性を確保するために必要な機能」と定義され、これを受けて、同項 4 号で「安全機能を有する施設」(傍点は引用者)が定義されている。そして、これらを前提に、同規則 7 条 1 項は、「安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない」と定めており、「安全機能」とは別に耐震性を「安全機能を有する施設」(傍点は引用者)に係る規制要求としている。このほか、同規則には、「安全機能を有する施設」(傍点は引用者)に係る規制要求として、地震以外の様々な事象を想定し、それらにより当該施設の「安全機能」が損なわれないことを求める規定が複数設けられている(例えば、火災に係る同規則 5 条、溢水に係る同規則 11 条等)。

したがって、これらの規定によれば、「安全機能を有する施設」の地震その他の事象に対する(当該施設の)耐久性は、当該施設が安全機能を確実に発揮するための前提と位置づけられているものであって、この意味において、「安全機能」と耐震性能とは別の問題とされているものと解するほかなく、同規則 15 条 4 項及び 5 項の「安全機能」に当該施設の耐震性能が含まれるとする原告らの前記主張は、同項の「安全機能」の解釈を誤るもので、理由がない。

(4) 再処理事業指定基準規則 15 条 4 項及び 5 項につき、事業指定(変更許可)段階において、基準地震動の策定に伴う耐震補強工事の要否及び可否を審査

することを要求する趣旨の規定と解釈すべき実質的な理由はないこと

再処理施設の耐震安全性に関する基本設計ないし基本設計方針に係る規制要求は、再処理事業指定基準規則7条1項ないし3項において規定されているところ、本件新訴訟被告準備書面(24)第2の3(2)(18ないし20ページ)で述べたとおり、実際に供用される施設がこの要求を満たしているかについては、最終的に使用前確認の段階で確認されることになっており、再処理事業者において、要求される基準に適合しなければ、使用前確認証が交付されることはない。

したがって、同規則15条4項及び5項につき、あえて原告らが主張するように、事業指定(変更許可)段階において、基準地震動の策定に伴う耐震補強工事の要否及び可否を審査することを一般的に要求する趣旨の規定と解釈しなければ、耐震安全性に係る規制要求の実効性が担保されなくなるものではないから(この点については、前記第2の1(2)も参照)、これらの規定につき、原告らの主張する解釈を採るべき実質的な理由もない。

(5) 小括

以上のとおり、新たな基準地震動の策定に伴い所要の耐震補強工事が必要になったとしても、そのような耐震補強工事が再処理事業指定基準規則15条4項の「検査又は試験」ないし同条5項の「保守及び修理」に該当すると解することはできないから、これに該当することを前提とする原告らの前記1の主張は、同規則15条4項及び5項の解釈を誤るもので、理由がない。

以 上

略称	基本用語
1	
1号要件	原子炉等規制法44条の2第1項1号の要件
1990年勧告	ICRPの1990年勧告
1／10係数を乗じる手法	標的面積に1／10の係数を乗じる手法
本件1／10係数を乗じる手法	本件事業変更許可申請の審査で採用された、本件再処理施設に既存の防護設計がされていることから、自衛隊機及び米軍機のうちF－16と同程度かそれ以下の航空機について、標的面積に1／10の係数を乗じるとの考え方を適用する審査方針
2	
2号要件	改正原子炉等規制法44条の2第1項2号に定められた、再処理事業指定の要件
2007年勧告	ICRPの2007年勧告
3	
3. 1の手法	令和元年火山ガイド(乙E第106号証)の添付1「気中降下火砕物濃度の推定手法について」の「3. 気中降下火砕物濃度の推定手法」において記された「3. 1 降灰継続時間を仮定して降灰量から気中降下火砕物濃度を推定する手法」
3. 2の手法	令和元年火山ガイド(乙E第106号証)の添付1「気中降下火砕物濃度の推定手法について」の「3. 気中降下火砕物濃度の推定手法」において記された「3. 2 数値シミュレーションにより気中降下火砕物濃度を推定する手法」
3号要件	原子炉等規制法44条の2第1項3号の要件
3つの重大事故	冷却機能の喪失による蒸発乾固、放射線分解により発生する水素による爆発及び使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷
4	
4号要件	改正原子炉等規制法44条の2第1項4号に定められた、再処理事業指定の要件(ただし、本件旧訴訟被告準備書面(26)においては、原子炉等規制法44条の2第1項3号「技術的能力に係る部分に限る」及び4号の要件をいう。)
5	
5建屋	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋
A	

AIP	Aeronautical Information Publicationの略。国が発行する出版物であり航空機の運航のために必要な恒久的情報を収録する。収録内容の恒久的変更は航空路誌改訂版により、また、一時的変更等は航空路誌補足版により行われる。
ATR	新型転換炉
(a)要件	火山の現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態ではないと評価できる場合
B	
BNFL社	イギリス核燃料公社 (British Nuclear Fuels plc)
BWR	沸騰水型原子炉
(b)要件	運用期間中における巨大噴火の可能性を示す科学的に合理性のある具体的な根拠が得られていない場合
C	
COGEMA社	フランス核燃料公社 (Compagnie Generale des Matières Nucleaires)
E	
End Piece	エンドピース、燃料集合体端末片
F	
FBR	高速増殖炉
H	
Hull	ハル、溶解後残った燃料被覆管せん断片
I	
IAEA	国際原子力機関 (International Atomic Energy Agency)
ICRP	国際放射線防護委員会 (International Commission on Radiological Protection)
INFCIRC/225/Rev. 5	IAEAの核物質防護に関する勧告文書
J	
JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構
M	
M	マグニチュード

m	メートル
MIS	海洋酸素同位体ステージ
MOX燃料	ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料
MOX燃料加工施設	ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設
Mw	モーメントマグニチュード
N	
NS-R-5	国際原子力機関(IAEA)が2008年(平成20年)に作成した「Safety of Nuclear Fuel Cycle Facilities, Safety Standards Series No.NS-R-5(邦訳:核燃料サイクル施設の安全 安全要件)」
NUMO	原子力発電環境整備機構
O	
OBT	有機結合型トリチウム(Organically Bound Tritium)
P	
PAZ	急速に進展する事故を考慮し、重篤な確定的影響(一定の放射線量以上でなければ医学的に見知できないとされている影響)等を回避するため、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置(避難等)を準備する区域であり、施設からおおむね半径5キロメートルの区域
PWR	加圧水型原子炉
S	
SSG-21	IAEA・Safety Standards “Volcanic in Site Evaluation for Nuclear Installations”(No. SSG-21,2012)
T	
TBP	リン酸トリブチル
TBP等の錯体の急激な分解反応	プルトニウム精製設備の第二プルトニウム精製系のプルトニウム濃縮缶内でのTBP等の錯体の急激な分解反応
U	

UPZ	UPZ(Urgent Protective Action Planning Zone)とは、国際基準等に従って、確率的影響(放射線の量に比例して発生する確率が高くなると考えられている影響)のリスクを最小限に抑えるため、環境モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル(OIL: Operational Intervention Level)、緊急時確認レベル(EAL: Emergency Action Level)等に基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域であり、施設からおおむね半径30キロメートルの区域をいう。
あ	
相手国	日本国政府と一の外国政府との間の原子力の研究、開発及び利用に関する条約の相手国
アクティブ試験	使用済燃料による総合確認試験
アスペリティ面積比	アスペリティの断層全体面積に対する面積比
安全上重要な施設等	再処理施設内の非常用電源設備及びその附属設備において、外部電源系統の機能喪失時に一つの電源系統しかなければ、当該系統を構成する機械又は器具の単一故障が発生した場合に安全上重要な施設及び設計基準事故に対処するための設備
安全審査	再処理の事業の指定に係る原子炉等規制法44条の2第1項4号適合性の審査
安全審査会	核燃料安全専門審査会
安全審査会運営規程	核燃料安全専門審査会運営規程(昭和54年1月26日原子力安全委員会)
安全審査書	科学技術庁が本件指定申請について原子炉等規制法44条の2第1項4号の要件への適合性について審査した結果をとりまとめた「日本原燃株式会社六ヶ所再処理・廃棄物事業所における再処理の事業の指定申請に係る安全性について」と題する文書
安全審査報告書	核燃料安全専門審査会が原子力安全委員会に対し、本件指定申請について原子炉等規制法44条の2第1項4号の要件への適合性について調査審議した結果を報告した「日本原燃株式会社六ヶ所再処理・廃棄物事業所における再処理の事業の指定申請に係る安全性について」と題する文書
安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)
安全機能	再処理施設の運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において、再処理施設の安全性を確保するために必要な機能
い	

委員会設置法	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法(昭和30年法律第18号。平成11年法律第102号による改正前のもの)
委員会設置法施行令	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法施行令(昭和31年政令第4号。平成12年政令第140号による改正前のもの)
伊方最高裁判決	伊方発電所原子炉設置許可処分取消訴訟についての最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決(民集46巻7号1174ページ)
池田教授	池田安隆・奈良大学教授
異常の影響緩和対策	異常が拡大すると仮定するとしてもその影響が緩和されること
異常の拡大防止対策	仮に、異常が発生したとしてもその余波、拡大が制御されること
異常の発生防止対策	異常の発生が防止されること
石渡委員	石渡明委員(原子力規制委員会)
役務契約	使用済燃料再処理役務委託契約
お	
小川氏	小川進氏
小川反論意見書	小川氏の「被告準備書面4に対する反論意見書」
屋外設計対処施設	屋外に設置されている外部火災防護対象施設
奥村意見書	令和4年3月25日付け奥村教授の「意見書」(乙E第212号証)
奥村教授	広島大学の奥村晃史特任教授
か	
改正原子炉等規制法	設置法改正(平成24年法律第47号による改正)後の原子炉等規制法(改正原子炉等規制法の条項については、特段の記載がない限り、設置法付則18条の施行後のもの)
改正前原子炉等規制法	設置法による改正(平成24年法律第47号による改正)前の原子炉等規制法
外部火災評価ガイド	原子力規制委員会が定めた内規である「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」
外部火災防護対象施設	火災・爆発に対して「安全機能を有する施設」のうち「安全上重要な施設」
外部ループ	安全冷却水系の外部ループ

外郭防護(遡上波防護)	再処理事業指定基準規則の解釈別記3の3一にいう、耐震重要施設(津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)の設置された敷地への大量の海水の流入をもたらす遡上波及び津波に対する防護措置
外郭防護(漏水防護)	再処理事業指定基準規則の解釈別記3の3二にいう、取水・放水施設及び地下部等からの漏水による浸水に対する防護措置
外部人為事象	再処理施設に対する外部からの衝撃として想定される、航空機落下等の飛来物、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害等の人為事象(いずれも故意によるものを除く。)の総称
核燃料施設基本指針	核燃料施設安全審査基本指針(昭和55年2月7日原子力安全委員会決定)
核燃料施設等基準検討チーム	原子力規制委員会に設置された、核燃料施設等の新規規制基準(地震及び津波を除く分野)に関する検討チーム
火山ガイド	原子力発電所の火山影響評価ガイド
火山部会	原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会火山部会
柏崎・刈羽高裁判決	柏崎・刈羽原子力発電所原子炉設置許可処分取消訴訟についての東京高等裁判所平成17年11月22日判決(乙A第11号証)
活火山法	活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)
加熱蒸気温度異常上昇	高レベル廃液処理設備の高レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液濃縮缶での一次蒸気の流量増大による加熱蒸気の温度異常上昇
可搬型重大事故等対処設備	重大事故等対処設備のうち可搬型のもの
カルデラ噴火	カルデラを形成するような大規模カルデラ噴火
還元ガス	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の培焼・還元系の還元炉での還元炉容窒素・水素混合ガス
還元炉温度異常上昇	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の焙燃・還元系の還元炉の温度異常上昇
き	
既許可申請書	本件指定申請並びに本件再処理施設における平成9年7月29日、平成14年4月18日、平成17年9月29日及び平成23年2月14日付け各事業変更許可処分に係る申請書の総称
危険物貯蔵施設等	本件再処理施設内にある屋外の危険物貯蔵施設及び可燃性ボンベ
機構	使用済燃料再処理機構

基準地震動による地震力	再処理事業指定基準規則7条3項にいう、耐震重要施設の供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力
基準津波	再処理事業指定基準規則8条にいう、安全機能を有する施設の供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波
気象指針	発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針(昭和57年1月28日原子力安全委員会決定。平成6年4月21日一部改訂前のもの)
気象指針(平成13年改訂)	「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」(昭和57年1月28日原子力安全委員会決定・平成13年3月29日一部改訂)
基本指針	活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針
基本的な考え方	平成30年3月7日に原子力規制庁が整理し、同日に原子力規制委員会が報告を受けた「原子力発電所の火山影響評価ガイドにおける「設計対応不可能な火山事象を伴う火山活動の評価」に関する基本的な考え方」
基本的立地条件(1)	核燃料施設安全審査基本指針の「指針1 基本的条件」及び再処理施設安全審査指針の「指針1. 基本的立地条件」
基本的立地条件(2)	核燃料施設安全審査基本指針の「指針3 事故時条件」及び再処理施設安全審査指針の「指針3. 安全評価」
基本法	原子力基本法(昭和30年法律第186号)
旧機関	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則3条1項にいう、改正原子炉等規制法の施行前に許可、認可その他の処分又は通知その他の行為を行っていた従前の国の機関
緊急時対策所	再処理施設において、重大事故等が発生した場合においても当該重大事項等に対処するための適切な措置が講じられるように制御室とは別に設けられる施設
技術的能力基準	使用済燃料の再処理の事業に係る再処理事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準 ※被告の令和5年6月23日付け準備書面(13)以降は、「重大事故等防止技術的能力基準」に統一する。
技術的能力指針	平成16年5月27日付け原子力安全委員会決定「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」
行訴法	行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)
<	
工藤研究グループ長	産総研に所属する工藤崇地殻岩石研究グループ研究グループ長
訓練空域	原子炉施設及びその周辺上空における自衛隊機又は米軍機の訓練・試験空域

け	
警戒地域	火山災害警戒地域
経路	線量評価の対象となる人
原告ら準備書面(41)	原告らの平成16年2月10日付け準備書面(41)
原告ら準備書面(43)	原告らの平成16年2月10日付け準備書面(43)
原告ら準備書面(52)	原告らの平成16年11月26日付け準備書面(52)
原告ら準備書面(72)	原告らの平成18年5月26日付け準備書面(72)
原告ら準備書面(75)	原告らの平成18年7月21日付け準備書面(75)
原告ら準備書面(96)	原告らの平成21年5月15日付け準備書面(96)
原告ら準備書面(103)	原告らの平成23年2月25日付け準備書面(103)
原告ら準備書面(114)	原告らの平成24年11月30日付け準備書面(114)
原告ら準備書面(123)	原告らの平成25年9月6日付け準備書面(123)
原告ら準備書面(130)	原告らの2014年6月4日付け準備書面(130)
原告ら準備書面(132)	原告らの平成26年9月5日付け準備書面(132)
原告ら準備書面(133)	原告らの平成26年12月5日付け準備書面(133)
原告ら準備書面(135)	原告らの平成27年3月6日付け準備書面(135)
原告ら準備書面(136)	原告らの平成27年3月6日付け準備書面(136)
原告ら準備書面(137)	原告らの平成27年6月19日付け準備書面(137)
原告ら準備書面(139)	原告らの平成27年12月4日付け準備書面(139)
原告ら準備書面(147)	原告らの2016年8月19日付け準備書面(147)
原告ら準備書面(148)	原告らの平成28年9月2日付け準備書面(148)
原告ら準備書面(152)	原告らの2017年9月8日付け準備書面(152)
原告ら準備書面(154)	原告らの平成29年12月8日付け準備書面(154)
原告ら準備書面(155)	原告らの平成29年12月8日付け準備書面(155)

原告ら準備書面(157)	原告らの平成30年3月9日付け準備書面(157)
原告ら準備書面(158)	原告らの平成30年3月9日付け準備書面(158)
原告ら準備書面(161)	原告らの平成30年12月7日付け準備書面(161)
原告ら準備書面(162)	原告らの平成31年3月8日付け準備書面(162)
原告ら準備書面(165)	原告らの令和元年6月7日付け準備書面(165)
原告ら準備書面(167)	原告らの令和元年9月13日付け準備書面(167)
原告ら準備書面(168)	原告らの令和元年9月6日付け準備書面(168)
原告ら準備書面(170)	原告らの令和元年11月29日付け準備書面(170)
原告ら準備書面(171)	原告らの令和2年3月6日付け準備書面(171)
原告ら準備書面(176)	原告らの令和2年9月11日付け準備書面(176)
原告ら準備書面(177)	原告らの令和2年9月11日付け準備書面(177)
原告ら準備書面(184)	原告らの令和3年6月18日付け準備書面(184)
原告ら準備書面(185)	原告らの令和3年6月18日付け準備書面(185)
原告ら準備書面(189)	原告らの令和4年3月4日付け準備書面(189)
原告ら準備書面(191)	原告らの令和4年6月10日付け準備書面(191)
原告ら準備書面(192)	原告らの令和4年9月30日付け準備書面(192)
原告ら準備書面(194)	原告らの令和4年12月23日付け準備書面(194)
原告ら準備書面(195)	原告らの令和4年12月23日付け準備書面(195)
原告ら準備書面(196)	原告らの令和5年3月17日付け準備書面(196)
原告ら準備書面(197)	原告らの令和5年3月24日付け準備書面(197)
原告ら準備書面(198)	原告らの令和5年6月30日付け準備書面(198)
原告ら準備書面(199)	原告らの令和5年6月30日付け準備書面(199)
原告ら準備書面(200)	原告らの令和5年12月14日付け準備書面(200)
原告ら準備書面(201)	原告らの令和5年12月22日付け準備書面(201)

原告ら準備書面(202)	原告らの令和6年2月1日付け準備書面(202)
原告ら準備書面(203)	原告らの令和6年2月1日付け準備書面(203)
原告ら準備書面(204)	原告らの令和6年2月1日付け準備書面(204)
原告ら準備書面(206)	原告らの令和6年3月14日付け準備書面(206)
原告ら準備書面(207)	原告らの2024年3月14日付け準備書面(207)
原告ら準備書面(208)	原告らの令和6年3月19日付け準備書面(208)
原告ら準備書面(209)	原告らの令和6年6月20日付け準備書面(209)
原告ら準備書面(210)	原告らの2024年(令和6年)6月28日付け準備書面(210)
原告ら準備書面(212)	原告らの2024年(令和6年)9月27日付け準備書面(212)
原告ら準備書面(214)	原告らの2024年(令和6年)12月20日付け準備書面(214)
原告ら準備書面(216)	原告らの2025年(令和7年)3月13日付け準備書面(216)
原子力安全委員会決定	22安委決定第36号平成22年12月9日原子力安全委員会決定「日本原燃株式会社再処理施設及び特定廃棄物管理施設の「耐震瀬系審査指針」等に照らした耐震安全評価の確認結果について」に対する見解
原子力規制委員会線量告示	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年原子力規制委員会告示第8号)
原子力規制検査	使用前事業者検査や定期事業者検査といった検査の実施状況、技術上の基準の遵守状況、保安規定等に従って講ずべき措置の実施状況及び保安のために必要な措置等について、原子力規制委員会が行う検査
原子炉等規制法施行令	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号)
検討対象火山	再処理施設に影響を及ぼし得る火山
検討チーム	発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム
検討のポイント	新体耐震方針に基づく既設原子力施設の耐震安全性の評価結果に対するワーキング・グループとしての検討のポイントについて
検討用地震	敷地に大きな影響を与えると予想される地震
原燃サービス	日本原燃サービス株式会社(ただし、平成4年7月1日付けで、日本原燃株式会社に商号を変更)

原燃産業	日本原燃産業株式会社(ただし、平成4年7月1日以降、会社合併により日本原燃株式会社)
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)(ただし、本件旧訴被告準備書面(30)までの書面においては、平成5年法律第89号による改正前のものをいう。)
原子炉等規制法施行令	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号。平成6年政令第83号による改正前のもの)
こ	
公開ヒアリングの参酌状況	原子力安全委員会が平成4年12月10日付けで、本件公開ヒアリングにおいて陳述された意見等を同委員会の調査審議において参酌した状況を取りまとめた「日本原燃サービス株式会社六ヶ所事業所における廃棄物管理の事業及び再処理の事業に係る公開ヒアリング」における再処理の事業に関する意見等の参酌状況について」と題する文書
降下火砕物防護対象施設	設計基準対象施設の中から抽出された降下火砕物に対して防護すべき施設
降下火砕物検討チーム	降下火砕物の影響評価に関する検討チーム
工場等	再処理施設を設置する工場又は事業所
高性能フィルタ	空気中から粒子状物質などを取り除き、清浄空気にする目的で使用する高性能エアフィルタの一種であるHEPAフィルタ(High Efficiency Particulate Air Filter)
交付金	青森県が国に対し、昭和63年7月、原燃産業のウラン濃縮工場と廃棄物埋設施設に係る約50億円の電源三法交付金
高レベル廃液	高レベル放射性液体廃棄物
高レベル廃液等	溶解液、抽出廃液、硝酸プルトニウム溶液及び高レベル廃液
航空機防護設計	訓練飛行中の飛行機が本件再処理施設に墜落することを想定しても安全確保上支障がない設計(本件新訴訟被告準備書面(3)8及び9ページ)
航空機落下確率評価基準	「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率に対する評価基準」(平成14・07・29原院第4号(平成14年7月30日原子力安全・保安院制定))

航空法特例法	「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律」(昭和27年法律第232号)
航空路	航空法37条に基づく「航空路の指定に関する告示」(昭和53年運輸省告示第197号)によりその位置及び範囲が指定されている航空路, 航空路誌(AIP)に掲載された直行経路と転移経路, 最大離着陸地点以遠の離着陸経路, 広域航法(RNAV)経路等の総称
後藤意見書	2023年(令和5年)8月21日付け後藤政志氏の意見書(甲D第431号証)
小山氏	小山英之氏
さ	
最終処分法	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成12年法律第117号)
再処理関連加工	再処理に伴い分離された核燃料物質の加工
再処理技術基準規則	再処理施設の技術基準に関する規則(令和2年原子力委員会規則第9号)
再処理事業者	原子炉等規制法44条1項の再処理の事業指定を受けた者
再処理施設施工規則	再処理施設の施工及び工事の方法の技術基準に関する総理府令(昭和62年3月25日総理府令第12号)
再処理施設設工規則	再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則
再処理等拠出金法施行令	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行令
再処理等積立金法	原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積み立て及び管理に関する法律
再処理等拠出金法	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律(平成17年法律第48号)
再処理規則	使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和46年総理府令第10号。)(ただし, 本件旧訴訟被告準備書面(52)までの書面においては, 平成6年総理府令第10号による改正前のものをいう。)
再処理指針	再処理施設安全審査指針(昭和61年2月20日原子力安全委員会決定。平成13年3月29日一部改訂前のもの)
再処理事業指定基準規則	再処理施設の位置, 構造及び設備の基準に関する規則(平成25年12月6日原子力規制委員会規則第27号)

再処理事業指定基準規則の解釈(規則解釈)	再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（平成25年11月27日原管研発第131127号原子力規制委員会決定）
再処理事業指定基準規則33条等	再処理事業指定基準規則33条及びその解釈33条1ないし6
災対法	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)
参加人	参加人日本原燃
参加人準備書面(1)	参加人の令和4年2月25日付け準備書面(1)
参加人準備書面(2)	参加人の令和4年6月10日付け準備書面(2)
参加人準備書面(3)	参加人の令和4年9月28日付け準備書面(3)
参加人準備書面(4)	参加人の令和5年3月15日付け準備書面(4)
参加人準備書面(5)	参加人の令和5年9月20日付け準備書面(5)
参加人準備書面(6)	参加人の令和6年3月12日付け準備書面(6)
参加人準備書面(8)	参加人の令和6年3月12日付け準備書面(8)
参加人準備書面(12)	参加人の令和7年6月17日付け準備書面(12)
産総研	国立研究開発法人産業技術総合研究所
し	
遮へい設計	放射線遮へいに係る設計
照射前	照射前金属ウラン重量換算
使用済燃料集合体落下	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設での使用済燃料集合体落下
使用済燃料	原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質
使用済燃料等	使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物
使用前事業者検査	原子力規制委員会規則で定めるところによる、設置又は変更の工事をする再処理施設についての検査
詳細設計等に関する事項	再処理施設の細部にわたる設計(詳細設計)や具体的な運転管理に関する事項
昭和53年耐震指針	昭和53年に取りまとめられた「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」

昭和62年原子力長計	民間第一再処理施設の円滑な建設・運転を推進するという、審査当時の原子力開発利用長期計画(昭和62年6月22日原子力委員会決定)
新機関	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則3条1項にいう、改正原子炉等規制法の施行後に、設置法による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、許可、認可その他の処分又は通知その他の行為を行う国の機関
新規制基準検討チーム	発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム(その後、「発電用原子炉の新規制基準に関する検討チーム」と改称。)
審査書案	本件事業変更許可申請につき、「原子炉等規制法44条の4第3項において準用する同法44条の2第1項各号のいずれにも適合しているものと認められる」とする審査の結果の案
審査方針案1	(防護設計の可否を審査する際)再処理施設は、使用済燃料の受入・貯蔵、前処理、分離、精製等の工程ごとに安全機能が独立して複数の建屋で構成されていることから、工程単位で評価を行うことを基本とし、安全上重要な施設を内包する建屋及び当該工程の安全機能の維持に必要な設備(冷却塔、非常用電源建屋、中央制御室、主排気筒等)の面積を合算したものを標的面積とした評価結果を確認するとの審査方針案
審査方針案2	(審査方針案1に基づく評価の際)再処理施設はF-16に対する航空機防護設計がされていることから、有視界飛行方式民間航空機のうち小型機に係る落下確率評価における1/10の係数を乗じるとの考え方を、自衛隊機及び米軍機のうちその影響がF-16と同程度かそれ以下のものにも適用するものとする審査方針案
審査方針案3	(防護設計の可否を審査する際)安全上重要な施設が航空機落下に対して影響を受けない地下に設置されている場合は、標的面積に加えないとの審査方針案
審査方針案4	(防護設計の可否を審査する際)建屋が隣接し、再処理施設全体としては面的に広く分布しているという特徴を有していることから、全ての安全上重要な施設を内包する建屋等の面積を合算したものを標的面積とした場合の評価も実施するとの審査方針案
新耐震指針	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の耐震安全性に係る安全審査指針類の改訂等について(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)
申請者	本件指定申請をした日本原燃サービス株式会社(平成4年7月1日付けで、日本原燃株式会社に商号を変更)
事故防止対策	再処理事業指定基準規則適合性の審査において確認すべき事項とされている、再処理施設の基本設計ないし基本的設計方針における、自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた事故の防止対策
地震ガイド	基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド
地震随件事象	地震に伴って起こる事象

地震等基準検討チーム	地震等検討小委員会の検討を引き継ぐ形で原子力規制委員会に設置された、発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム
地震等検討小委員会	原子力規制委員会の前身である原子力安全委員会に設置された、原子力安全基準・指針専門部会の地震・津波関連指針等検討小委員会
地震本部	地震調査研究推進本部
地震本部報告書	地震本部の「活断層の長期評価手法」報告書(暫定版)」
実態調査	現地社会環境実態調査結果
地盤ガイド	基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)
重大事故	再処理規則1条の3各号に定める重大な事故
重大事故等防止技術的能力基準	使用済燃料の再処理の事業に係る再処理事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準
重大事故等	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故の総称
重大事故等対策	「重大事故の発生防止対策」及び「重大事故の拡大防止対策」の総称
重大事故等対処施設	再処理施設の重大事故等対策として、算定される地震力に対して重大事故等に対処するための機能を有する施設
重大事故等対処設備	重大事故等に対処するための機能を有する設備
重大事故の拡大防止対策	再処理事業指定基準規則適合性の審査において確認すべき事項とされている、再処理施設の基本設計ないし基本的設計方針における、重大事故が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止するための安全確保対策
重大事故等防止技術的能力基準	平成25年11月27日原管研発第1311277号原子力規制委員会決定「使用済燃料の再処理の事業に係る再処理事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」
小委員会資料	平成14年7月22日付け経済産業省総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会原子炉安全小委員会(第5回)の配付資料3-1「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率に対する評価基準について(案)」の参考資料集
詳細設計等に関する事項	詳細設計や具体的な運転管理に関する事項

常設重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要な再処理施設内の常設の配管、弁、ケーブルその他の機器
常設設備	再処理施設と接続されている設備又は短時間に再処理施設と接続することができる常設の設備
常設耐震重要重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの
諸外国	米国、フランス、ドイツ及びイギリス
す	
推進本部	地震調査研究推進本部
水素濃度異常上昇	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の培焼・還元系の還元炉での還元炉容窒素・水素混合ガスの中の水素濃度異常上昇
せ	
成果の概要	原子力平和利用研究委託費による試験研究の成果の概要(科学技術庁原子力局)
セグメント	プレート境界面の領域区分
設工認	再処理事業者への再処理事業変更許可後の設計及び工事の方法の(変更)認可
設計及び工事の計画	再処理施設の工事に着手する前の、その設計及び工事の方法その他の工事の計画
設計基準事象	設計基準事象の「運転時の異常な過渡変化を超える事象」
設計対処施設	熱影響に対する設計上対処すべき施設
設計対処施設建屋	建屋地上階に外部火災防護対象施設を収納する建屋
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号)
設計飛来物	設計竜巻によって設計対象施設に衝突し得る飛来物
設置法	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)(ただし、本件旧訴訟の被告準備書面(3)及び(4)においては、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法(昭和30年法律第188号)をいう。)
設置法施行令	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法施行令(昭和31年政令第4号)
セル等	セル、グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設

セル内有機溶媒火災	プルトニウム精製設備の第二プルトニウム精製系のセル内での有機溶媒火災
セル排気系	建屋換気設備のセルからの排気系
全国紙5紙	読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、日本経済新聞及び産経新聞(各紙とも地方版を含む)
川内差止訴訟異証人尋問	鹿児島地方裁判所に係属中の川内原発差止請求事件における異教授の証人尋問
線量告示	核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示(平成12年12月26日科学技術庁告示第18号)
線量告示(製錬規則等)	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号・令和2年3月18日最終改正)
線量当量告示	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づく線量当量限度等を定める件(昭和63年科学技術庁告示第20号。平成5年科学技術庁告示第2号による改正前のもの)
線量当量評価報告書	発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量当量評価について(平成元年3月27日原子力安全委員会了承。平成13年3月29日一部改訂前のもの)
線量評価指針	発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針(昭和51年9月28日原子力委員会決定。平成13年3月29日一部改訂前のもの)
線量評価報告書	「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」
線量目標値指針	「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和50年5月13日原子力安全委員会決定・平成13年3月29日一部改訂)
線量目標値評価指針	発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針(昭和51年9月28日原子力安全委員会決定)
線量目標値評価指針(平成13年改訂)	「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」(昭和51年9月28日原子力委員会決定・平成13年3月29日一部改訂)
そ	
想定される外部人為事象	再処理事業指定基準規則9条3項にいう「想定される再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)」
た	

耐震重要施設	安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの
耐震設計上想定すべき地震	再処理施設の耐震設計を講じる上で想定すべき地震
耐震設計審査指針(旧耐震指針)	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(昭和56年7月20日原子力安全委員会決定。平成13年3月29日一部改訂前のもの)
耐震設工認ガイド	耐震設計に係る設工認審査ガイド
耐震バックチェック	再処理施設に係る耐震安全性評価
代替セル排気系	セル排気系を代替する排気系
代替注水	プール水の水位の維持機能を代替する設備(可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース、可搬型建屋内ホース等)による注水
第四紀火山	第四紀(約258万年前から現在まで)に活動した火山
竜巻ガイド	平成25年6月19日原規技発第13061911号原子力規制委員会決定「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」
巽教授	巽好幸神戸大学客員教授
田中委員	田中知委員(原子力規制委員会)
ち	
地質調査ガイド	敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド
地質、地盤の審査の手引き	原子力発電所の地質、地盤に関する安全審査の手引き(昭和53年8月23日原子炉安全専門審査会内規)
長期計画	原子力開発利用長期計画
つ	
津波ガイド	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド(原管地発第1306193号)
て	
低レベル廃液	低レベル放射性液体廃棄物

定期事業者検査	事業開始後における再処理施設についての定期検査
手引き	活断層等に関する安全審査の手引き(平成20年6月20日原子力安全委員会了承)
電力10社	北海道, 東北, 東京, 中部, 北陸, 関西, 中国, 四国, 九州の各電力株式会社と日本原子力発電株式会社の計10社
と	
東海第二高裁判決	東海第二発電所原子炉設置許可処分取消訴訟についての東京高等裁判所平成13年7月4日判決(判例時報1754号35ページ)
東京電力	東京電力株式会社
東通発電所	東北電力東通原子力発電所
動燃事業団	動力炉・核燃料開発事業団
東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震
東北電力	東北電力株式会社
特定重大事故等対処施設	発電用原子炉施設の審査基準である設置許可基準規則において、設置を要求されている故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズムにより、炉心の損傷が発生するおそれがある場合などに対し放射性物質の放出を抑制するための施設
特別委員会	耐震安全性評価特別委員会
閉じ込めの機能	再処理施設が、放射性物質を限定された区域に閉じ込める機能
トン・ウラン(照射前)	トン・ウラン(照射前金属ウラン重量換算)
な	
内郭防護	再処理事業指定基準規則の解釈別記3の3三にいう、Sクラスに分類される設備を内包する建屋及び区画についての浸水対策
内部ループ	安全冷却水系の内部ループ
中島報告書	東京工業大学中島淳一教授による報告書(乙E第134号証)
中田教授	中田節也東京大学地震研究所火山噴火予知研究センター教授
中谷研究員	産総研の中谷貴之研究員
に	

日本原燃	日本原燃株式会社
日本原燃報告書	原子力安全・保安院に対する評価報告書
燃料せん断片	燃料部分が溶解しやすいよう小片にせん断された使用済燃料
の	
濃度考え方	降下火砕物検討チームが取りまとめた「気中降下火砕物濃度等の設定、規制上の位置付け及び要求に関する基本的考え方」
野辺地図幅	「20万分の1地質図幅「野辺地」(第2版)」(甲D第489号証)
は	
廃ガス中蒸気量増大	高レベル廃液処理設備の高レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液濃縮缶凝縮器での冷却能力の低下による廃ガス中蒸気量の増大
配管からセルへの漏えい	高レベル廃液処理設備の高レベル廃液貯蔵設備の配管からセルへの漏えい
はざとり波	基準地震動を設定している解放基盤表面での同地震の震動波
バックチェックルール	新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について(平成18年9月20日経済産業省原子力安全・保安院)
伴委員	伴信彦委員(原子力規制委員会)
ひ	
被告	第1事件(青森地裁平成5年(行ウ)第4号事件)被告及び第2事件(青森地裁令和3年(行ウ)第1号事件)被告
被告準備書面(6)	被告の平成7年10月30日付け準備書面(6)
被告準備書面(9)	被告の平成14年7月16日付け準備書面(9)
被告準備書面(11)	被告の平成14年12月17日付け準備書面(11)
被告準備書面(17)	被告の平成18年1月16日付け準備書面(17)
被告準備書面(21)	被告の平成18年7月14日付け準備書面(21)
被告準備書面(23)	被告の平成20年1月18日付け準備書面(23)
被告準備書面(26)	被告の平成22年11月30日付け準備書面(26)
被告準備書面(28)	被告の平成23年9月9日付け準備書面(28)
被告準備書面(30)	被告の平成25年9月5日付け準備書面(30)

被告準備書面(31)	被告の平成26年2月28日付け準備書面(31)
被告準備書面(32)	被告の平成26年5月30日付け準備書面(32)
被告準備書面(33)	被告の平成26年7月29日付け準備書面(33)
被告準備書面(34)	被告の平成26年11月28日付け準備書面(34)
被告準備書面(35)	被告の平成27年2月27日付け準備書面(35)
被告準備書面(36)	被告の平成27年6月12日付け準備書面(36)
被告準備書面(37)	被告の平成27年8月28日付け準備書面(37)
被告準備書面(40)	被告の平成28年5月27日付け準備書面(40)
被告準備書面(43)	被告の平成29年3月3日付け準備書面(43)
被告準備書面(44)	被告の平成29年9月1日付け準備書面(44)
被告準備書面(45)	被告の平成30年6月1日付け準備書面(45)
被告準備書面(51)	被告の令和元年11月29日付け準備書面(51)
被告準備書面(53)	被告の令和2年7月31日付け準備書面(53)
被告準備書面(54)	被告の令和3年1月15日付け準備書面(54)
兵庫県南部地震報告書	平成7年兵庫県南部地震を踏まえた原子力施設耐震安全検討会報告書(平成7年9月 原子力安全委員会)
品質管理基準解釈	令和年12月25日原規規発第1912257号-2原子力規制委員会決定「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈」
品質管理基準規則	原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
ふ	
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所
福島第一発電所事故	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故
福島第二最高裁判決	福島第二原子力発電所原子炉設置許可処分取消訴訟についての最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決・判例時報1441号50ページ
更田委員長	更田豊志委員長(原子力規制委員会)

プルトニウム精製塔セル漏えい受皿等	プルトニウム精製塔セル漏えい受皿、放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿1及び2、プルトニウム濃縮缶供給槽セル漏えい液受皿、油水分離槽セル漏えい液受皿並びにプルトニウム溶液一時貯槽セル漏えい液受皿の6機器
プルトニウム濃度異常上昇	プルトニウム洗浄器での還元剤の流量低下によるプルトニウム濃度異常上昇
プルトニウムめやす線量指針	核燃料施設の立地評価上必要なプルトニウムに関するめやす線量について(昭和58年5月26日原子力安全委員会決定)
へ	
米国NRC	アメリカ合衆国原子力規制委員会
平成13年耐震指針	平成13年耐震設計審査指針
平成15年十勝沖地震	2003(平成15)年9月26日に発生した、十勝沖を震源とするマグニチュード8.0の地震
平成18年耐震指針	平成18年9月に原子力安全委員会が改訂した、発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針
平成24年改正	福島第一発電所事故を契機として成立した設置法による原子炉等規制法の一部改正
平成25年火山ガイド	平成25年6月19日に制定された火山ガイド(平成25年6月19日原規技発第13061910号原子力規制委員会決定)
平成25年地震ガイド	平成25年6月19日に制定された地震ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306192号原子力規制委員会決定)
平成27年改正再処理規則	平成27年8月31日原子力規制委員会規則第6号による改正後のもの
平成28年改正法	再処理等積立法の改正法案(平成28年法律第40号)
平成28年福岡高裁宮崎支部決定	福岡高等裁判所宮崎支部平成28年4月6日決定(判例時報2290号90ページ)
平成29年火山ガイド	平成29年11月29日に改正された火山ガイド(平成29年11月29日原規技発第17112910号原子力規制委員会決定)
平成30年高松高裁決定	高松高等裁判所平成30年11月15日決定(判例時報2393号・2394号合併号383ページ)
平成30年広島高裁異議審決定	広島高等裁判所平成30年9月25日異議審決定(平成29年(ウ)第62号・裁判所HP、判例秘書)
ほ	
保安院	経済産業省旧原子力安全・保安院
保安院報告書	平成26年6月29日付け「日本原燃株式会社 再処理施設及び特定廃棄物管理施設の「耐震設計審査指針」等に照らした耐震安全評価の確認結果について」(平成21年12月11日付け一部改訂)
防災アセスメント指針	総務省消防庁特殊災害室が作成した石油コンビナートの防災アセスメント指針
放射性エアロゾル	エアロゾル状の放射性物質

本記述	「臨界安全ハンドブック原案」において明記されていた「本原案を作成するにあたっては、ウラン加工施設及び湿式法による再処理施設を念頭に置いた。」などの記述
本件LineA探査結果	参加人が実施した反射法地震探査LineAの探査結果
本件安全審査	被告及び原子力安全委員会が本件指定申請について原子炉等規制法44条の2第1項4号の要件への適合性についてした審査
本件安全審査書	科学技術庁が平成3年8月22日付けで本件指定申請について原子炉等規制法44条の2第1項4号の要件への適合性について審査した結果をとりまとめた「日本原燃株式会社六ヶ所再処理・廃棄物事業所における再処理の事業の指定申請に係る安全性について」と題する文書(ただし、平成4年7月16日付け同年11月18日付けをもってその一部が修正されている。)
本件安全審査報告書	核燃料安全専門審査会が原子力安全委員会に対し、本件指定申請について原子炉等規制法44条の2第1項4号の要件への適合性について調査審議した結果を報告した「日本原燃株式会社六ヶ所再処理・廃棄物事業所における再処理の事業の指定申請に係る安全性について」と題する文書
本件ガイド	日本原燃再処理事業所における再処理施設
本件各訴訟	本件旧訴訟及び本件新訴訟
本件各要件	火山の現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態ではないと評価できる場合((a)要件)と、運用期間中における巨大噴火の可能性を示す科学的に合理性のある具体的な根拠が得られていない場合((b)要件)を併せた表記
本件旧訴訟	青森地裁平成5年(行ウ)第4号事件
本件公開ヒアリング	平成3年10月30日に開催された日本原燃サービス株式会社六ヶ所事業所における廃棄物管理の事業及び再処理の事業に係る公開ヒアリング
本件再処理施設	日本原燃再処理事業所における再処理施設(ただし、本件旧訴訟被告準備書面(54)までの書面においては、本件指定処分に係る再処理施設)
本件敷地	本件再処理施設の敷地
本件事業変更許可処分	原子力規制委員会が令和2年7月29日付けで行った本件事業変更許可申請に対する再処理の事業の変更の許可処分
本件事業変更許可申請	日本原燃が原子炉等規制法44条の4第1項(平成29年法律第15号による改正前のもの)に基づき、平成26年1月7日付けで行った再処理の事業の変更の許可申請
本件指定処分	内閣総理大臣が平成4年12月24日付けで日本原燃株式会社に対してした六ヶ所再処理・廃棄物事業所における再処理の事業の指定処分

本件指定申請	日本原燃サービス株式会社(平成4年7月1日付けで、日本原燃株式会社に社号を変更)が平成元年3月30日付けで被告に対してした六ヶ所再処理・廃棄物事業所再処理事業指定申請(ただし、平成2年10月18日付け、平成3年5月15日付け、平成3年7月30日付け、平成4年7月3日付け及び平成4年11月16日付けをもってその一部が補正されている。)
本件新訴訟	青森地裁令和3年(行ウ)第1号事件
本件新訴訟訴状	青森地裁令和3年(行ウ)第1号事件の訴状
本件新訴訟答弁書	被告の令和3年6月11日付け答弁書
本件新訴訟被告準備書面(1)	本件新訴訟における被告らの令和3年9月17日付け準備書面(1)
本件新訴訟被告準備書面(2)	本件新訴訟における被告らの令和3年12月17日付け準備書面(2)
本件新訴訟被告準備書面(3)	本件新訴訟における被告らの令和4年2月25日付け準備書面(3)
本件新訴訟被告準備書面(4)	本件新訴訟における被告らの令和4年2月25日付け準備書面(4)
本件新訴訟被告準備書面(5)	本件新訴訟における被告らの令和4年6月10日付け準備書面(5)
本件新訴訟被告準備書面(6)	本件新訴訟における被告らの令和4年9月30日付け準備書面(6)
本件新訴訟被告準備書面(7)	本件新訴訟における被告らの令和4年12月16日付け準備書面(7)
本件新訴訟被告準備書面(8)	本件新訴訟における被告らの令和4年12月16日付け準備書面(8)
本件新訴訟被告準備書面(9)	本件新訴訟における被告らの令和4年12月16日付け準備書面(9)
本件新訴訟被告準備書面(12)	本件新訴訟における被告らの令和5年6月23日付け準備書面(12)
本件新訴訟被告準備書面(13)	本件新訴訟における被告らの令和5年6月23日付け準備書面(13)
本件新訴訟被告準備書面(14)	本件新訴訟における被告らの令和5年9月22日付け準備書面(14)
本件新訴訟被告準備書面(15)	本件新訴訟における被告らの令和5年9月22日付け準備書面(15)
本件新訴訟被告準備書面(17)	本件新訴訟における被告らの令和5年12月14日付け準備書面(17)
本件新訴訟被告準備書面(20)	本件新訴訟における被告らの令和6年6月20日付け準備書面(20)
本件新訴訟被告準備書面(24)	本件新訴訟における被告らの令和6年12月11日付け準備書面(24)
本件ストレステスト	本件再処理施設の安全性に関する総合評価
本件石油備蓄基地	本件再処理施設の敷地周辺10kmの範囲内にある「むつ小川原国家石油備蓄基地」

本件前提事実①	本件再処理施設には、使用済み燃料と高レベル放射性廃液を用いたアクティブ試験の実施により、放射性物質によって汚染され、人が立ち入ることができないセル(原告らのいう「レッドセル」)が存在すること
本件前提事実②	本件再処理施設が、新規規制基準の下で策定された基準地震動に耐え得るためには、「レッドセル」内に人が立ち入って耐震補強工事を実施することが必須であること
本件追加調査結果	参加人は、平成26年の本件事業変更許可申請の当初申請をした後、渡辺教授らの主張する「六ヶ所断層」に関して、敷地近傍における詳細な追加調査を実施しているところ、特に、鷹架沼南岸のTkh露頭等での地質調査及び地質年代測定を実施した結果、前期更新世～中期更新世(約130万年前から40万年前)に堆積した「六ヶ所層」がほぼ水平な堆積構造を示すことを確認した
本件廃棄物管理事業許可申請	平成元年3月30日付け六ヶ所事業所廃棄物管理事業許可申請
本件平均値	自衛隊機又は米軍機が陸上(原子炉施設周辺に限らない。)に落下する確率の全国平均値
本報告書	「三陸沖北部の地震を想定した強震動評価について」と題する報告書(甲D第90号証)
み	
未臨界判断基準	核的制限値に対応する実効増倍率が、JACSコードシステム等の十分に検証されたコードシステムで「0.95以下となること」
民間航空機	定期航空運送事業者が所有する「商業用航空機」と、個人が所有する「一般航空機」の総称
も	
もんじゅ最高裁判決	もんじゅ原子炉設置許可処分無効確認等請求訴訟についての最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決(民集46巻6号571ページ)(ただし、本件旧訴訟被告準備書面(14)、(16)及び(26)においては、もんじゅ最高裁平成17年判決をいう。
もんじゅ最高裁平成17年判決	高速増殖炉もんじゅに係る原子炉設置許可処分無効確認等請求訴訟についての最高裁判所平成17年5月30日第一小法廷判決(裁判所時報1388号)
や	
山崎教授	山崎晴雄首都大学東京大学院教授
山中委員	山中伸介委員(原子力規制委員会)
山元氏	山元孝広産業技術総合研究所活断層・火山研究部門招聘研究員
ゆ	
有機溶媒	TBP(りん酸三ブチル)、n-ドデカン及びこれらの混合物である有機溶媒

有機溶媒温度異常上昇	プルトニウム精製設備の第二プルトニウム精製系の逆抽出塔での逆抽出用液の流量低下による有機溶媒の温度異常上昇
よ	
溶解槽における臨界	溶解設備の容解槽における臨界
要対応技術情報	何らかの規制対応が必要となる可能性がある最新知見に関する情報
溶融ガラスの漏えい	高レベル廃液ガラス固化設備での溶融ガラスの漏えい
り	
立地審査指針	原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて(昭和39年5月27日原子力委員会決定)
臨界安全ハンドブック	科学技術庁原子力安全局核燃料規制課編「臨界安全ハンドブック」
隣接六市町村	三沢市, 野辺地町, 横浜町, 上北町, 東北町, 東通村
れ	
冷却期間	使用済燃料最終取出し前の原子炉停止時からの期間
令和元年度NRA技術ノート	NRA技術ノート 航空機落下事故に関するデータ(平成10~29年)
令和元年改正	令和元年12月18日に開催された令和元年度第49回原子力規制委員会において決定された火山ガイドの改正
令和元年火山ガイド	令和元年12月18日に改正された火山ガイド(令和元年12月18日原規技発第1912182号原子力規制委員会決定)
令和元年7月福岡高裁決定	福岡高等裁判所令和元年7月10日決定(平成29年(ラ)第246号・裁判所HP、判例秘書)
令和元年9月福岡高裁決定	福岡高等裁判所令和元年9月25日決定(平成30年(ラ)第135号・D1-Law)
令和2年地震ガイド	令和2年3月31日に改正された地震ガイド(令和2年3月31日原規技発第20033110号原子力規制委員会決定)
令和3年4月20日付け求釈明書	原告らの令和3年4月20日付け求釈明書
令和3年地震ガイド	令和3年4月21日に改正された地震ガイド(令和3年4月21日原規技発第2104217号原子力規制委員会決定)
令和3年異意見書	2021(令和3)年9月19日付け異教授作成の意見書(甲D第411号証)

令和3年度NRA技術ノート	NRA技術ノート 航空機落下事故に関するデータ(平成12～令和元年)
令和4年度NRA技術ノート	NRA技術ノート 航空機落下事故に関するデータ(平成13～令和2年)
連絡票	航空機飛行確認連絡票
わ	
ワーキング・グループ4	原子力安全委員会のワーキング・グループ4
渡辺教授	渡辺満久東洋大学教授
渡辺教授ら	中田高広島工業大学教授及び鈴木康弘名古屋大学教授
渡辺教授らの見解	中田高広島工業大学教授及び鈴木康弘名古屋大学教授の学会発表等における見解
渡辺教授らの主張する「六ヶ所断層」	本件再処理施設の敷地近傍の地盤に「六ヶ所撓曲」及び「六ヶ所断層」が存在すること及びその活動性を主張する渡辺ほか(2008)(甲D第124号証)及び渡辺(2016)(甲D第239号証)の既往知見
渡辺報告	海成段丘面の変形と六ヶ所断層(六ヶ所撓曲)」と題する報告(甲D第128号証)
渡辺論文①	「下北半島南部における海成段丘の撓曲変形と逆断層運動」と題する研究論文(甲D第124号証)
渡辺論文②	「原子燃料サイクル施設を載せる六ヶ所断層」と題する論文(甲D第125号証)
渡辺(2019)	「六ヶ所断層の評価:適正な審査のために」と題する論文(甲D第327号証)